

インドネシアのジェンダー主流化政策における違憲審査の意義

The Significance of the Constitutional Review of the Gender Mainstreaming Policy in Indonesia

疋田 京子

HIKITA KYOKO

〔要約〕

1998年以降、西欧的な立憲民主主義体制を確立し、女性政策もジェンダー主流化へと大きく転換したインドネシアでは、「1974年婚姻法」の改正が女性政策の中でも重要課題の一つである。だが、女性の権利やジェンダー平等の要求を、反宗教的・西洋世界のフェミニズムの模倣として無力化する「イスラームの政治化」現象も起きている。「婚姻法」の議論は憲法裁判所の違憲審査へと闘いの場が移され¹⁾、インドネシアのジェンダーに関する社会問題の実態を、競合する政治勢力に政治的資源として提供している。

キーワード：ジェンダー主流化，イスラームの政治化，多元的法体制，1974年婚姻法

はじめに

世界最大のイスラーム人口を抱えるインドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊以降の民主化と改革の時代を経て、国際社会から「民主化に成功したイスラーム大国」と評価される「安定期」を迎えている。国際的な支援の下で進められた民主化改革の過程では、三権分立の確立や包括的な人権規定を盛り込む大胆な憲法改正が行われ、女性差別撤廃条約を初めとする国際基準の法的枠組みが整った。女性政策も、家庭や社会における女性の役割を強調する政策から性別に関わりなく社会参加できる社会を目指したジェンダー主流化政策へと大きく転換し、コムナス・プルンプアン（KOMNAS Perempuan:女性への暴力国家監視委員会）の設置や政治分野における30%クォータ制度などが導入された。

しかし、大統領選挙（2004年）や地方首長選挙（2005年）に直接選挙が導入された頃から、このジェンダー主流化の流れを停滞させる動きが出てきた。その動きとは、イスラームの教義やシンボルを利用して政治的支持を拡大するという政治手法で、選挙キャンペーンなどでは女性候補者の服装やセクシュアリティがポジティブにもネガティブにも評価の基準となった。またイスラーム法の実践を住民に義務付けるような地方条例が目立つようになり、その中には「ポルノ的行為」の取り締まりなど、女性の権利や自由を制約する危険性があるものも含まれていた。こうした動きは女性運動の間では「イスラームの政治化²⁾」として早くから危惧されていた現象だったが、次第に国レベルの政治や立法にも広がり、ジェンダー主流化政策の中で重要課題になっていた「1974年婚姻法」の改正について立法院で議論することが非常に困難な状況が生ま